

津波対策の推進に関する法律案 概要

～ 津波災害から国民の生命・身体・財産を保護するために ～

本法案の基本的な考え方（第1条～第3条）

◎ 津波対策を推進するに当たっての基本的認識

- ① 国民の生命・身体・財産への甚大な被害を及ぼすおそれ
- ② 他の自然災害に比べて頻度が低いことから国民の理解と関心を深めることが困難
- ③ 国民の迅速かつ適切な行動により人命に対する被害を軽減することが可能
- ④ 被害の発生防止・軽減のための観測体制の充実、調査研究の推進の重要性
- ⑤ 広域伝播性による調査研究成果の国際的な共有の必要性



津波に特化した法律の制定による

- 津波災害に対する国民の理解と関心の増進
- 津波に関するソフト・ハード両面の諸施策や国際協力の総合的・効果的な推進

ソフト面における津波対策（第4条～第8条）

- ① 国、地方公共団体、研究機関、事業者、国民、民間団体等の連携協力体制の整備
- ② 津波の観測体制の強化・調査研究の推進
- ③ 地域の状況と最新の知見を踏まえた想定される津波被害の予測
- ④ 津波に関する防災上必要な教育・訓練の実施
- ⑤ ハザードマップの作成等を通じた、地域において想定される津波被害についての周知

ハード面における津波対策（第9条～第11条）

- ① 津波対策のための施設の整備
(最新の調査研究の成果に基づく施設の整備の推進、既存施設の維持・改良、海岸・河川の堤防の性能確保・向上、防潮水門等の改良、津波避難施設の指定推進)
- ② 津波対策に配慮したまちづくりの推進
(土地利用制限、沿岸部への堅牢建築物の整備、沿岸部の危険物取扱施設の安全強化)
- ③ 津波被害からの復旧に配慮した災害復旧

津波対策に関するその他の施策（第12条～第14条・附則第3条）

- ① 津波の広域伝播性、研究成果の共有の必要性等を踏まえた国際協力の推進
- ② 国民の関心と理解を深めるための津波の日（11月5日、「稲むらの火」由来）の創設
- ③ 国による財政上・税制上の措置、ハザードマップ・映像の作成費用の国庫補助
- ④ 津波避難施設に対する固定資産税の軽減（地方税法の改正）